

○防衛省告示第二十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）

第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和五年防衛省告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和五年二月七日

防衛大臣 浜田 靖一

第九号の表対象防衛関係施設の区域の項及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

対象防衛関係施設の区域	
宮城県黒川郡大衡村	宮城県黒川郡大衡村 （次の図面に示す部分に限る。）
吉岡	（次の図面に示す部分に限る。）

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	和町	
	宮城県黒川郡大衡村	宮城県黒川郡大和町
(「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)	吉岡、吉岡南及び吉田(いずれも次の図面に示す部分に限る。)	大瓜及び大衡(いずれも次の図面に示す部分に限る。)